

鳥取市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第35号

鳥取市税条例施行規則の一部を改正する規則

別表第2項第4号の表様式第41号の項、様式第41号の2の項、様式第44号の項、様式第44号の2の項、様式第48号の項及び様式第48号の2の項中「(種別割)」を削り、同表様式第48号の3の項を削る。

様式第41号中「軽自動車税(種別割)納税通知書」を「軽自動車税納税通知書」に、「軽自動車税(種別割)を」を「軽自動車税を」に、「軽自動車税(種別割)は」を「軽自動車税は」に、「第463条の16及び第463条の17」を「第449条及び第450条」に、

「  
年度 軽自動車税  
(種別割) 税率一覧表 を 年度 軽自動車税 税率一覧表  
」

に、「第二種原動機付自転車(甲)」を「第二種原動機付自転車(乙)」に、「第二種原動機付自転車(乙)」を「第二種原動機付自転車(甲)」に改める。

様式第41号の2中「軽自動車税(種別割)納税通知書」を「軽自動車税納税通知書」に、「軽自動車税(種別割)課税明細書」を「軽自動車税課税明細書」に、「軽自動車税(種別割)について」を「軽自動車税について」に、「第463条の16及び第463条の17」を「第449条及び第450条」に、「軽自動車税(種別割)が」を「軽自動車税が」に、「軽自動車税(種別割)の」を「軽自動車税の」に、「第

二種原動機付自転車(甲)」を「第二種原動機付自転車(乙)」に、「第二種原動機付自転車(乙)」を「第二種原動機付自転車(甲)」に改める。

様式第44号、様式第44号の2、様式第47号、様式第48号及び様式第48号の2中「(種別割)」を削る。

様式第48号の3を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市税条例施行規則の規定により作成され、使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。